

令和7年度第2回京都府食の安心・安全審議会

1 開催日時

令和8年3月23日(月) 14時30分から16時まで

2 場 所

京都府職員福利厚生センター3階 第2・3会議室
(京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)

3 出席者

【審議会委員】13名

東あかね会長、赤松健次委員、東和次委員、有地淑羽委員、川村幸子委員、
桑波田雅士委員、小森理華子委員、中川恵美子委員、西川眞理子委員、
東田和久委員、牧克昌委員、松尾信一委員、三嶋吉晴委員

【京都府】関係職員

4 次 第

(1) 開 会

(2) 協議事項

- ・第7次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和8年度施策の目標について(参考:令和7年度施策の実績見込)

(3) 報告事項

- ・京都府の農林水産業に係る主な取組について
 - ア 京都府で発生した鳥インフルエンザについて
 - イ 農作物の高温湯水対策について
 - ウ トリガイ養殖を取りまく環境について
- ・令和8年度京都府食品衛生監視指導計画(案)について
- ・京都府の食の安心・安全に係る取組について

(4) 閉 会

5 議 事

【開会】

(事務局)

ただいまから、京都府食の安心・安全審議会を開催させていただきます。
それでは開会にあたりまして、農林水産部長から御挨拶申し上げます。

(事務局)

委員の皆様には、お忙しいところ御出席いただきありがとうございます。食の安心・安全審議会においては、それぞれの専門的見地から御指導いただいておりますこと、感謝申し上げます。

さて、昨年は食の安心・安全や食料の安定供給を脅かす事案が多数発生いたしました。夏には中丹、丹後地域において渇水により水稻の生育に影響が生じました。漁業においては京都府のブランド産品でもある丹後トリガイでの貝毒の発生や、京都府の南部地域での熊の目撃等ございました。さらに、12月23日に亀岡市内において京都府では21年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが発生しました。鳥インフルエンザにつきましては、全庁的な動員体制が生まれ、年内に防疫措置が完了し、1月28日には全ての制限を解除し現場での対応は終了したところでございます。改めて、食の安心・安全や気候変動対策等にしっかりと取り組んで参ります。

さて、本日の協議事項では、第7次京都府食の安心・安全行動計画の初年度にあたる令和7年度実績の達成見込みや未達成見込みの分析結果を御報告し、令和8年度施策の目標について御審議いただきたいと思いますと考えております。京都府といたしましても、食を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、食品の産地偽装や食中毒の防止に向けた監視体制の強化、正確で分かりやすい情報提供など、京都府の食の安心・安全の確保に関する施策に積極的に取り組んでまいります。

また、報告事項といたしまして、鳥インフルエンザ発生等の京都府の農林水産業に係る主な取組、令和8年度京都府食品衛生監視指導計画(案)、京都府食の安心・安全に係る取組状況の3件を御報告いたします。

委員の皆様方の幅広い見地から、京都府における食の安心・安全の一層の推進に向け、御意見を賜りますようお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

本日の出席委員の皆様は、お手元の名簿をご確認いただくことで紹介に代えさせていただきます。
それでは、京都府食の安心・安全推進条例施行規則第7条で、会議は会長が議長となるとされておりますので、会長よろしくようお願いいたします。

【協議事項】

(会長)

皆さんこんにちは。本日は審議会に御参加いただきありがとうございます。

先ほど部長の話にもありましたように、昨今、食の安心・安全を脅かす事例が幾つか発生いたしました。また、国際的にも、戦争による貧困や飢餓などが増えている状況であり、先行きが見えにくい時代となってきました。

本日は、それぞれの分野の皆様方から様々な御意見をいただき、これからの社会を乗り切っていきたいと思っております。

では、本日の協議事項に入ります。第7次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和8年度施策の目標について、実績見込みを含めて事務局から御説明をよろしくようお願いいたします。

(事務局)

令和8年度施策の目標について、今年度の実績見込みも含めて御説明いたします。

まずは資料1-1に基づいて、令和7年度数値目標の実績見込みについて御説明いたします。今年度は第7次食の安心・安全行動計画の初年度に当たります。表は左から順に目標の番号、具体的な施策、目指す姿、そしてその右側に、数値目標や実績見込み、数値目標の考え方を記載しております。現在のところ28項目中25項目が達成見込みとなっており、3項目が未達成の見込みとなっております。

初めに未達成の見込みの3項目について、実績の見込みと未達成の要因を御説明いたします。⑰きょうと健康 おもてなし 食の健康づくり応援店の登録店舗数でございます。令和7年度の目標873店舗に対し、9月時点の実績は823店舗で計画比94%となっております。引き続き周知を行い、登録店舗数を増やす努力をして参ります。

続きまして、未達成見込みの2つ目、⑲京都府みどり認定の拡大でございます。令和7年度の目標600人に対して実績見込みが420人であり、計画比は70%となっております。認定制度が終了するエコファーマーからの移行を促すため、農薬管理指導士等への周知や認定取得に向けた呼びかけを積極的に行って参りましたが、更新の対象者が少なかったこと、さらには近年の気候変動の影響により環境負荷低減の取組推進が難しいこと等により未達成となる見込みでございます。なお、令和9年度には、本認定が国の交付金や補助金の要件となります。更新の対象者へしっかりとアプローチを行うことで、次年度以降の認定者数は増加可能と考えております。引き続き取組を進めて参ります。

未達成見込みの3つ目、⑳府民の京都の食に対する理解促進に向けた「京の食文化の語り部」による講演会の開催でございます。数値は講演会とオンライン動画の視聴者数の合計です。令和7年度の目標400人に対して1月9日時点の実績が227人であり、計画比は57%となっております。全3回の講演会は終了し、会場参加者は想定通りの人数でしたが、オンライン動画の視聴数が伸び悩んでいる状況です。引き続きPRを行って達成を目指すとともに、来年度に向けて事前のPR方法を検討し、達成に向けて取り組んで参ります。

その他の25項目につきましては、計画に基づき事業を着実に実施し、目標を達成する見込みです。

続きまして、計画比を大きく超えて達成する見込みである2項目についてご紹介いたします。㉑食品関連事業者向け食品表示制度の普及啓発です。令和7年度の目標130人に対して231の事業者の皆さんに普及啓発を行い、達成率が178%でございます。商工会議所や商工会等の関係機関に周知を行っていただき、また、SNSの活用など周知を強化した結果、計画以上の実績を上げることができました。引き続き、普及啓発人数の増加に努めて参ります。

続いて、㉒緊急時の食に関する対応研修会の開催でございます。200人の目標に対して639人の事業者の皆さんに参加いただき、達成率が320%となりました。これは、会場開催に加え、オンラインで同時に配信するハイブリッド開催としたことや、様々な地域での取組を進めた結果、参加者人数を増やすことができました。引き続きしっかりと取組を進め、来年度においても目標を達成できるように取り組んで参ります。

なお、資料の1-2につきましては、各目標の具体的な実施内容や数値目標の考え方など詳細を記載しておりますのでご覧おきます。

御説明させていただいたとおり、十分に目標が達成できる取組を進めておりますので、令和8年度の目標につきましても、現在の数値目標のまま進めて参りたいと考えております。

説明は以上でございます。第7次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和8年度施策の目標について、御審議賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。目標未達成見込みの項目と、目標を大きく上回って達成する見込みの

項目についてご説明いただきました。何か御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

③学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成についてです。資料1-2に府内の家政系の大学生を中心に募集を行っていると記載されていますが、家政系の大学に限定する理由は何でしょうか。また、ヤングサポーターに登録した後、どのような活動をされているのでしょうか。例えば、ヤングサポーターを中心としたイベントがあるなど、若い方のエネルギーやアイデアを生かせるようなところまで考えられているのであれば、具体的な活動について聞きたいです。

最後の1点ですが、実際に養成研修に参加されて、その後どのような活動をされたか等、府民の利益に繋がっていることがわかるとより良いと思います。

(会長)

ありがとうございました。この御意見は従来から審議会の課題でもあり、養成した人数や、開催回数等の企画や経過の数値目標を超えた、最も目指している結果を記載することが課題です。

まずは、ヤングサポーターについて、事務局より御説明や進捗状況等、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ヤングサポーターの養成につきましては、家政系の大学を足がかりにはしていますが、それ以外の大学にも進めていきたいと考えているところです。食の安全と食育の両方に関わることになりませんが、特に大学生や新社会人等、新しく生活を始める方は食の乱れが起きやすいため、様々な大学と連携しようと動いております。

また、ヤングサポーターの具体的な活動につきましては、1つは審議会で議論いただいている内容等をヤングサポーターに発信しております。さらに、ヤングサポーターが食に関する記事を書き、私達のSNSに発信する取組を今後さらに進めていきたいと考えています。他にも、ヤングサポーターにとってメリットがある内容として、食の安全や食育のイベントにスタッフとしての参加を呼びかけています。例えば、きょうと食の安心・安全フォーラムでは、ヤングサポーターに受付等を手伝ってもらった上で、農業者さん等の講演を聞いてもらいました。

私たちからのアプローチでヤングサポーターに発信してもらうことと、ヤングサポーターみずからが学ぶことができる活動を引き続き進めていきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。家政系の学部があったのは、約50年前です。一部の大学では家政学部が残ってはいますが、多くは生活科学、その後生命環境という学部になるなど、管理栄養士の養成校は家政系からから広く環境系へと変わってきました。家政系大学を削り、府内の大学と記載すべきではないでしょうか。

(事務局)

みずから発信してもらうこともあって、一定の知識のある大学生を募集していましたが、確かに食品化学等様々な分野に学部も分かれてきていると思いますので、書き方は工夫して参りたいと思います。

(会長)

先ほど委員からありました、数値目標を達成して、その後何を目指しているのかについては、長い議論の末、取組事項の下に目指すべき姿を記載していただくことになりました。例えば、③ヤングサポーターの養成の目指す姿は、将来を担う若者の食の安心・安全に関する意識の向上です。数

値目標としてはヤングサポーターの登録者数となっていますが、目指しているのは意識の向上であり、それをどのようにモニタリングするかについては強くお願いしているところであります。その点についても何か御意見いただけますか。

(事務局)

目指すべき姿については、会長の御説明のとおりでございます。この計画を実行することによって何を指すかということについては記載しておりますが、成果の物差しがあるものとならないものがあります。例えば、食品表示の巡回指導では、巡回指導後も表示に間違いがない状態が続いているか、事件や事故が起きていないかについて、一定見ていくことは可能であると考えています。目指す姿を目指す上での数値目標となっているところでございます。

(会長)

ありがとうございます。今、大学の話になりましたので、家政系大学の教授の立場からいかがでしょうか。

(委員)

ヤングサポーターの件について、専門の知識を持っている学生から広めたいというのであれば、養成する大学をある程度絞らざるをえないとは思いますが。一方で、広く興味を抱かせるという意味では、家政系大学に限定する必要はないとも思います。こちらが出しているものを拡散してくださいというアピール方法であれば、別のやり方もありだろうと思います。

学生のカリキュラムの問題もあり難しいところもありますが、ヤングサポーターに家政系大学の中で何かイベントを開催してもらい、それに京都府からも参加するなど、絵に描いたような理想ではありますがよいかと思えます。

また、ヤングサポーターの養成については、会場によって一度に要請できる人数に限られるため、どういう学生を養成するかについては考えるべきかと思えます。

(会長)

ありがとうございます。次に大学4回生の立場から生の声を聞かせていただきたいと思えます。

(委員)

私自身、自分の大学内で養成研修があったことを知らず参加はしていませんが、1つ質問させていただきます。延べ登録者数が258人とありますが、この中で実際にヤングサポーターとして活動されている方は何名ほどいらっしゃいますか。

(事務局)

ヤングサポーター養成研修は研究室や授業単位で30分や1時間いただいて行っており、学内で広く募ることは難しいかと思えます。

実働人数ですが、例年は、年間実働数を100人は維持し、イベントへ参加してもらったり、発信を手伝ってもらう程度の活動でありましたが、今年度より、家政系大学だけでなく農学部がある大学等、様々な大学へ少しずつアプローチして授業数を増やしているところです。現在、実働数が170人ほどに増え、発信すること、受けることの両面で若い方々と一緒に取り組んでいきたいと考えているところです。

(会長)

ありがとうございました。他に何か御質問や御意見ございませんか。

(委員)

先ほど御説明いただいた、計画を達成した項目と未達の項目につきまして、達成しなかった理由に関しましては、オンラインでの受講者が少なかったためであり、一方で達成率が高かった項目に関しましては、その理由がオンラインによる受講者が多かったとありました。項目によってオンライン参加の周知方法に違いがあったのか、また、その理由がわかれば教えてください。

(会長)

対面とオンラインのハイブリッド開催と、オンライン開催だけの違いだと思いますが、事務局から御説明お願いいたします。

(事務局)

どこかで手を抜いたというものではありません。例えば、府政記者室にプレスリリースを出したり、京都府のSNSで発信したり等、同じようにしているところではあります。動画の視聴率が伸び悩んだ項目については、原因を分析し来年に繋げて参ります。一方、オンライン参加の多かった項目につきましては、食品産業協会を始めとした事業者の団体に対して強くアプローチを行ったことが功を奏したと考えております。

ただ、昨今は会場に人が集まる傾向がありますので、WEB開催の参加人数を増やせるよう、様々なPR考えていきたいと考えているところです。

(会長)

どうもありがとうございました。

テーマ的に④は食の文化の語り部の普及、⑤は緊急時の食に関する対応ということですから、関心の違いということもあったかと思えます。食の文化に関しましては、和食文化の登録の頃にはかなり盛り上がりましたが、昨今、緊急時、災害対応の方が重要視されているご時世かと思えます。

(委員)

仕事柄、大豆が大好きで、日本全国の様々な大豆を見て回りましたが、⑩京都府みどり認定の拡大の化学肥料、化学農薬を低減する取組は非常に良いことだと思います。一方で、私は慣行農法、有機農法、自然農法の3種類の大豆を取り引きしていますが、有機農法の大豆では昨年は収穫できたけど今年は収穫できなかったという波があるように感じます。農家さんが昨年取れたから今年少ないと言ったらその通りでしたし、農家さんも波があることをよくわかっておられると思います。化学肥料や化学農薬はない方が良いと思いますが、これを拡大していくことはリスクが大きいのではないのでしょうか。

また、昨今、温暖化現象が見られますが、温暖化に強い大豆は遺伝子組み換えではありませんが、アメリカの大豆と混合・交配した粒の小さい大豆と聞いています。そうすると、日本人が一番おいしいと思う味が失われていくような気もしますが、一方で気候に対応していくために必要であるとも思います。

京都府ではみどり認定をどこまで広げていくつもりでしょうか。また、みどり認定を広めることによる、農家さんの収入保障などありますでしょうか。

(事務局)

令和4年3月に策定された、国の「みどりの食料システム戦略」を受け、環境にやさしい農業、生産性を向上し持続性の保てる農業を推進するため、京都府でも令和5年3月に京都府みどりの食料システム基本計画を策定しています。この中で、慣行栽培に比べて化学農薬を3割低減する農業者をみどり認定者として認定し、令和7年度で420名の見込みで進めております。

また、この他にも、環境にやさしい農業を3,000ヘクタール、有機農業を400ヘクタールまで進

めようと取り組んでいるところでございます。

生産者の支援につきましては、環境にやさしい農業に取り組む農業者に対しての国の交付金があります。慣行よりも収量が取りにくいので、このような交付金を活用しながら取り組んでおられる農業者が年々増えております。

(会長)

どうもありがとうございます。さらに広げていく予定ということでしょうか。

(事務局)

京都府の水田面積は約2万ヘクタール、そのうち水稻の面積が1万3,000ヘクタールありますが、需要のある麦や豆等の品目を組み合わせながら水田のフル活用で農地を活用していくことを進めています。また、農業者はその品目をどうやって組み合わせるかの経営を考えておられるので、そのような部分で生産者を支援していきますし、委員は豆腐を作られているということですが、そのような実需の方にも意見を聞きながら、フルに水田を活用していく方法を考えております。

(会長)

どうもありがとうございました。農林水産代表の立場から何かございますか。

(委員)

みどり認定の登録者を増やすことは、理想としては大変大事なことでございます。

しかし、これを農家の所得にどう繋げていくかが課題です。委員の御発言のとおり、化学肥料や農薬を使用しない自然農法であると収量が落ちます。多くの消費者は有機農法で栽培された高価な農産物ではなく、安価な農産物を購入されることが多いため、農家の所得に繋がらないのが現状です。そのため、消費者への理解促進をしっかりと進める必要があります。

また、先ほどのヤングサポーターの養成の項目につきまして、ヤングサポーターの延べ登録者数を増やすことが目標となっていますが、目標とするのは登録者数の増加ではなく、実際に活動した人数を増やす方が良いと思います。目標数値を登録者数にすると、どのような活動を行ったかがわかりません。令和8年度の数値目標につきましては、数値化する目標の内容を今一度検討してほしいと思います。

(会長)

御意見どうもありがとうございました。事務局の皆様、検討していただきますようお願いいたします。他にこの協議事項に関しまして、御意見や御質問はございませんか。

(委員)

私もみどり認定の数が増えたら良いと思います。ここ数年の地球温暖化による影響か農薬の影響か原因はわかりませんが、田舎に帰った際に、水鳥やシラサギがとまる木などが減ってしまったと感じています。

昨今の米の高騰により、私は2キログラムの京式部を1袋しか買えませんでした。食の安心・安全フォーラムでは水稻の農業者の紹介などがあり、農業者と地域の自然環境とを結びつけて、登録米を買って自然を守っていくような宣伝をさらに広げていくことを希望いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。それでは協議事項の内容に関しまして、了承いただけたということですのでよろしいですか。

では次に、報告事項（１）京都府の農林水産業に係る主な取り組みについて、事務局より御説明をお願いいたします。

【報告事項】

（事務局）

資料２の１ページをご覧ください。高病原性鳥インフルエンザに関する御報告でございます。今年度の高病原性鳥インフルエンザに関しましては、１例目が昨年１０月２２日に北海道の採卵鶏農場で確認されました。これまでに２１事例の発生が確認されており、計５０６万羽の殺処分が行われております。府内におきましては、昨年１２月２４日に、亀岡市内の採卵鶏２８万羽を飼養する養鶏場で、今シーズン９例目にあたる発生が確認されました。府内の発生としては２１年ぶりの発生になります。

まず、経過について御説明いたします。１２月２３日朝８時半に農場から南丹家畜保健衛生所に死亡鶏が増えていると連絡が入りました。南丹家畜保健衛生所は直ちに農場に職員を立ち入りさせ臨床検査を行うとともに、鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、陽性が確認されました。翌日の１２月２４日、中丹家畜保健衛生所において行われたＰＣＲ検査の結果等を踏まえ、農林水産省が本事例を高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と決定し、９時に防疫措置が開始されることになりました。

具体的な防疫措置の内容は、飼養鶏全羽の殺処分、まん延防止のための消毒ポイントの設置、発生農場を中心とした移動制限区域及び搬出制限区域の設定でございます。その後、防疫措置は順調に進み、１２月３０日朝５時半に殺処分が完了しました。その日のうちに農場消毒も完了し、１２月３０日夜８時に発生農場における防疫措置が完了いたしました。続発がなかったことから、検査等を行った上で移動制限を順次解除し、１月２８日に周辺農場における対応もすべて完了いたしました。

この間、関係機関や民間業者の方々から人材はもちろんのこと、出動資材や物資の輸送等、多大な御支援をいただきました。

最初に申しましたが、高病原性鳥インフルエンザは２１年前にも京都府で発生しております。平成１６年２月のことでした。その時は高病原性鳥インフルエンザが国内で７９年ぶりに発生した年の３番目であり、２農場で２４万羽と大規模な発生で続発もあったことで、防疫措置完了までに２４日間を要しました。今回はおよそ７日間で措置が完了しております。また、２１年前は農場からの報告が遅れたこと等により発生が広がり続発を認めたため、府内産の鶏卵や鶏肉に風評被害が広がり、社会的にも大きな問題となりました。今回の発生では、７日間で防疫措置を完了することができ、また続発もなく、風評被害もほとんど確認されていない状況であります。

続いて、発生に備えた体制と発生防止対策の強化でございます。今回、迅速な防疫対応ができた背景としては、平成１６年の発生以降、京都府では発生に備え毎年防疫訓練を行い、発生したらどうするのか、どのように殺処分するのかを確認するとともに、防疫服や殺処分用の資材等の大量の必要資材の備蓄を行って参りました。

今回は、一連の防疫対応において４、０００名を超える動員者の管理や、防護措置に必要な資機材の調達方法など、速やかに行われたように見えても、新たに浮かび上がった課題が多数ございます。今後はこれらの課題を取りまとめ、対応マニュアルの改定等を行い、より迅速かつ適切な防疫措置の実施に向けた体制を整備していきたいと考えております。

また、今回２１年ぶりに発生を認めました。実際何が問題だったのか、なぜ発生を許したのかについては、国においても疫学調査を行っておりますが、今後一層農場での発生を防止するため、防鳥ネットの追加や消毒機の整備等、農場におけるさらなるウイルス侵入防止対策の強化を推進して参ります。

（会長）

御報告どうもありがとうございました。２８万羽の殺処分を７日間で完了したということで、大変

な御苦勞をいただきましたが、お正月を挟まずに防疫措置が完了して良かったと思います。この点に関しまして、何か御意見や御質問はございますでしょうか。

(委員)

昨年末の鳥インフルエンザの発生の際は、西脇知事を先頭に全職員で対応されたことに敬意を表したいと思います。

資料1-1の③養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザのウイルス学的検査において、検査は100%実施しているのに関わらず、今回鳥インフルエンザが発生してしまったわけですが、この検査率とは、高病原性鳥インフルエンザの監視検査なのか、ウイルス学的検査なのか、何の検査のことでしょうか。私は発生しないための防止対策に係る目標を数値化するべきだと思います。防疫体制をしっかりと組んで発生防止対策を行っていることがわかる数値目標としないと、今後もまた発生してしまうのではないのでしょうか。再度整理をして目標を設定してほしいと思います。

(会長)

目標として防疫体制を徹底すると書いてあったにもかかわらず、今回、鳥インフルエンザが発生したということを踏まえて、事務局から追加で御説明をお願いいたします。

(事務局)

ただいまの御指摘につきまして、1つは発生をさせないこと、もう1つはまん延を防止することでございます。広がるウイルスであるので、今回まん延の防止はできたと考えております。ただ、実際発生を許してしまったことについては、原因の究明を進めていきたいと考えております。

(会長)

発生した理由について、もう少しこういうことをやっておけば発生しなかったのかという点についてはいかがですか。

(事務局)

21年前に京都府で79年ぶりに鳥インフルエンザが発生し、すでに300例を超える農場で発生が確認されております。その農場の中には、野鳥が入ってくる、水の消毒ができてない、健康観察ができない等の防疫対策が非常に弱い農場もありますが、今回京都府で発生した亀岡市内の農場は新しい鶏舎であり、防疫体制も上の方だと考えておりました。それでもウイルスに突破された一番大きな要因は、ウイルスを持った鳥が多数近くにいたという環境だと考えております。発生する農場と発生しない農場がある中で、今後どういうことをすれば良いのかについては、京都府の、そして日本中の課題でございます。その中で我々ができることは、1つでもリスクを減らすことであり、対策方法について今後さらに検討を進めて参りたいと考えております。

(会長)

どうもありがとうございました。

(委員)

鳥インフルエンザが発生することは致し方ないとは思いますが、発生を止めるための防疫対策をしっかりと行ったにも関わらず、今回発生してしまっていますので、その原因を突き詰めなければ、今後も鳥インフルエンザが発生してしまいます。

このことについて努力していただきたいと思いますが、先ほどの事務局からの説明では、鳥インフルエンザが発生することはしかたがなく、蔓延させないことに注力していると聞こえてしまいます。鳥インフルエンザを発生させないことも重要だと思いますので、発生させないために、今回の

原因を追究したうえで必要な対策をしていただきたいと思います。

(事務局)

防疫措置についても様々なプロセスや取組があります。例えば 10 項目の防疫措置があった時に、この農場ではどこまでできているかについて現場でしっかりと把握しておりますので、それをエビデンスとして集計して皆様に御報告できるように進めて参ります。

また、どのような監視が必要でそのためにどのような目標設定が必要かということについては、改めて検討させていただき、皆様にご報告させていただきます。

発生を完全に防止することは難しいことではありますが、少なくともやるべきことに対してどれだけのことができているかということにつきまして、わかるようにしていきたいと思えます。

(会長)

どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、農作物の高温渇水対策について、事務局からお願ひいたします。

(事務局)

水稻の高温・渇水対策について京都府の取組を御紹介いたします。

水稻の生産を取り巻く状況につきまして、近年の夏は常態化する高温により、令和 7 年度は中丹以北で渇水が発生しております。この暑さが米の品質や食味、収量に大きな影響を及ぼしました。対応としては、高温耐性品種の導入や施肥、病虫害防除、水の管理等の技術によって生産を支えていくことが大切でございます。

令和 7 年度水稻の収量、品質向上に向けた取組につきましては、(1)「京式部」の収量向上と生産拡大です。令和 3 年から新しい品種として取り組んでいる京式部ですが、収量が取れないという声があったため、実証ほを設けて施肥の方法や元肥、追加施肥の取組等で実施しております。

(2) 高温対策実証ほにつきまして、京都府では令和 6 年から普及センターが中心となり、農家さんのほ場で米や野菜、果樹、花等の高温に対する技術実証を行っております。有効な技術を見いだせたものについては、生産者に紹介するなど翌年度の生産に反映しております。

(3) 営農継続支援事業です。令和 7 年度は中丹以北で 40 日以上雨が降らず、例年の 5% 程しか降水量がなかった地域があり、100 ヘクタールを超えるほ場で稲が枯るなど被害が生じました。これに対し、ポンプの導入や給水車による給水を行いました。また、イ、米生産回復支援事業では、例年より 5 割以上収量が減った生産者に対しての支援を行っております。さらに、ウ、高温対策機器導入支援事業では、高温の中でも収量や品質に効果がある機器の導入を支援をしており、4 ページに実績を記載しておりますので、後程ご覧おきください。

続いて、3、令和 7 年度高温対策実証ほの主な成果についてでございます。「京式部」や「京の輝き」の追加穂肥による収量の増加が明らかになりましたので、この技術を生産者へお伝えし、現在一部を栽培ごよみ等に反映している状況でございます。また、「きぬむすめ」は高温に強く全国的に増えている品種であります。山城地域で作っている「ヒノヒカリ」という品種を「きぬむすめ」に変えていくことを進めております。やましろの管内は「ヒノヒカリ」が約 750 ヘクタール程ありましたが、令和 8 年度は、この半分程を「きぬむすめ」に変わっていきます。現地にあった作り方で、施肥の方法や植え付けの時期等の実証を行っているところです。さらに、高温条件下でのカメムシ類発生活長把握と防除体系の提案でございますが、暑さによって虫の出方や種類等が変わってきていますので、注意すべき虫や防除のタイミング等を把握する取組を行っております。

4、令和 8 年度取組予定です。(1) 生産者が栽培研修会等で高温耐性等の成果を報告し、栽培ごよみや令和 8 年度産の生産に繋げていくことを進めております。令和 7 年は米が非常に高く生産者にとっては良かったのですが、それ以前は米が非常に安く、農業者は経営に大変苦勞されておりました。長年にわたって米の価格の低下が続いていたことから、農業の根幹である土づくりに十分投資

できていなかったため、①積極的な土づくりを生産者にPRをしているところでございます。

(2) 安定生産に向けた補助事業等による支援では、ア、気候変動適応対策事業費ということで、3ページの事業概要の黒囲みしている稲作経営モデル確立支援事業があります。現在国において、生産者が減少している中で省力化や生産コストの低減に力を入れているところですが、京都府では中山間地で省力化等の取組が遅れています。実際に京都府でも、生産者の減少が進んでおりますので、節水型乾田直はや湛水型直は等の技術を導入する事業を進めております。イ、高温対策実証ほにつきましましては、府内で40ヶ所程の実証ほを設け、高温に対する技術を実証しています。ウ、水稻高温対策等支援事業では、12月補正予算で取り組んでおりまして、引き続き取組を進めて参ります。エ、「京の酒」づくり緊急支援事業では、祝、5百万石、京の輝きということで実需と結びついた生産を引き行う補助事業を組んでおります。オ、「京の米」生産イノベーション事業は、従前の事業ということで継続して進めて参ります。

(会長)

どうもありがとうございました。ただいまの御報告に対しまして、御質問や御意見ございましたらお願いいたします。

(委員)

お米は主食でございますが、昨年と今年ですごく金額が高騰しています。近所に農家がありますが、いつも同じように作っておられるにも関わらず、なぜこれだけ高騰したのかという思いもございます。

また、石油の高騰に伴い農業機械のガソリン代も高騰すれば、主食であるお米の高止まりがどこまでいくかについて消費者の立場とし心配するところがございます。見通しはいかがでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。では事務局からお願いいたします。

(事務局)

米の価格の見通しについてです。価格は需要と供給のバランスで決まり、令和6年から7年にかけては供給の方が少なかったため価格が上昇しましたが、令和7年度は全国的にたくさん米が作られて生産量もかなり増えたことで、価格は一定落ち着いてくるという見通しでございます。

(事務局)

補足になりますが、確かに米の価格はかなり上がりましたが、農家の方は今まで赤字覚悟の中でやっておられていました。生産コストや人件費の上昇分を米の価格に転嫁することが消費者に理解が得られるかは、国も非常に問題視しています。この4月から施行される価格の安定に関する法律においては、どれぐらいの生産コストがかかって、それが消費者に届くまでにどれだけの流通のプロセスがあって、そこにそれぞれの適正なその利益を配分したときにどれぐらいの価格が適正なのかということについて、基準や算定方法を考えようとしています。これらを参考にしながら、適正な価格について考えていくこととなりますが、一方で、これまでの農業者の方々の経営が非常に厳しい状況にあったということは押さえておく必要があると考えております。

(会長)

では次に、トリガイ養殖を取りまく環境についてお願いいたします。

(事務局)

トリガイの関係について御報告します。ブランド産品にもなっている丹後トリガイは、昨年下半年

性貝毒が発生し、産地のうちの舞鶴湾と宮津湾で出荷を見送らざるをえない状況となりました。一度貝毒が発生しますと、3週間連続で基準値を下回らないと出荷できないと決まっており、昨年は基準値をクリアすることができず、過去最低の5万個の出荷となりました。

また、海の環境が大きく変わってきているということもあり、高水温の影響も非常に受けています。令和8年度用のトリガイにつきましては、昨年7月に漁業者さんに種苗をお渡しし、約10ヶ月かけて育成を行い、この5月から出荷という予定で育成をしていただいています。しかし、夏の高水温が非常に長く続いたため、水深が10メートルであっても水温が30℃を超える状態が2週間以上続き、たくさんのトリガイが死んでしまう状況となりました。来年度に出荷できるトリガイも大変少なくなると想定しております。

このようなダブルパンチを受けている状況ではありますが、高水温につきましては、夏の間育成方法の工夫や、トリガイだけでなく、トリガイに加えそれ以外の高水温に強い二枚貝の育成ができないかについて、取組を進めていこうと考えているところです。

(会長)

どうもありがとうございました。ではこのことに関しまして、何か補足等ございますか。

(委員)

原因としては、先ほど事務局から御説明いただいたとおりです。トリガイは京都のブランドということで非常に大切にさせていただいて、京都府さんからも御支援や研究をしていただいていることに感謝したいと思います。ありがとうございます。

貝は育成途中で貝毒が入っているかが全くわかりません。植物であれば途中枯れる等ありますが、貝は収穫の時までわかりません。海の中のことであり、非常にわかりにくいです。

綺麗な海とは透明な海のことであると思われていますが、カキや貝が育つ海というのはプランクトンがたくさんいて緑色に濁って見えます。このような海の事を、最近、水産界では「豊かな海」と言っており、プランクトン等がいる豊かになる海を頑張っって作っていかうと進めています。瀬戸内海では冬に雪が少なく、川の雨も少なかったため、川から栄養がおりてこず、ノリの色がつかなくったと聞いております。このような啓発等を進めていけば、環境も良くなってくると思います。

(会長)

どうもありがとうございました。

次に、(2) 令和8年度京都府食品衛生監視指導計画(案)について御説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3の1ページをご覧ください。この計画は食品衛生法第24条の規定により、平成16年度から毎年作成しております。

基本方針としては、令和7年度の監視指導結果を検証し、令和8年度においても、食の安心・安全を確保するため、食品関連業者の監視指導体制を見直し、収去検査を実施するとともに、あわせて食品関連事業者自らが実施している衛生管理の取組の推進を基本としております。食品衛生法に基づき、原則全ての事業者が義務づけられているHACCPに沿った衛生管理体制の定着及び継続的な運用改善を食品事業者の皆さんに働きかけます。営業許可申請時の監視指導を徹底するとともに、各保健所等が連携した「食品衛生監視機動班」による集中的な監視指導や、食品衛生推進員「京の食“安全見はり番”」などと連携した巡回指導等により、引き続き自主衛生管理の推進を図って参ります。また、食品表示法など食品の安心・安全に係る他の法規制についても、食品衛生に係る監視指導と合わせて、効果的に取り組んで参ります。

続いて、2ページの3の令和8年度重点的取組についてです。

食中毒の発生及び食品衛生法に違反する食品の製造等の未然防止に繋がるなど、効果的・効率的

な食品衛生管理手法であるHACCPに沿った衛生管理が、原則全ての食品等事業者に対して義務付けられていることから、HACCPに基づく衛生管理が求められると畜場、大規模食鳥処理場及び大規模事業者に対して重点的に監視・指導するとともに、その他小規模事業者等に対してもHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の運用について、取組状況に応じたきめ細やかな指導・フォローアップを図り、京都府内の食品の安全・安心を一層推進して参ります。

テイクアウトやデリバリーを前提とした飲食物の提供につきましては、調理してから喫食までの時間が長いことから食中毒のリスクが高く、より厳しい衛生管理が求められるため、監視指導を強化するとともに、消費者に対し、早めに喫食するよう注意喚起して参ります。

生食用食肉や加熱不十分による食中毒の発生が危惧される食肉そうざい等を提供・販売する施設への監視指導を実施し、それらの食品の検査を実施いたします。引き続き、生の状態又は加熱不十分な食鳥肉等の喫食によるカンピロバクター等の危険性について、関係事業者に対しては指導・啓発、また、消費者に対しては注意喚起を行います。

自動車による飲食店営業について、令和7年6月から鳥取県を除く関西広域連合構成自治体における、共通基準の運用が開始されました。引き続き、関係自治体、府内関係部署との情報共有を密に行うほか、営業者や許可取得予定者へ十分な情報提供を行って参ります。

府内農産物、輸入食品など府内に流通する食品の計画的かつ効率的な収去検査を実施し、監視体制を強化します。また、新たに規格基準が設定されましたミネラルウォーター類におけるPFAS（PFOS及びPFOA）について、検査体制の構築を進めて参ります。

疑いを含めた食中毒の発生が多い時期等には、食中毒注意報を発令するなど、消費者や食品等事業者への注意喚起及び啓発を強化いたします。また、国と関係自治体の連携や協力、広域連携協議会の活用により、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報共有を行い、食中毒患者等の広域発生又はその拡大を防止するために必要な対策を講じて参ります。また、災害発生時等緊急時においては、府関係機関及び市町村等と迅速な連携を図り、食中毒の未然防止の注意喚起及び啓発を行って参ります。

令和6年に発生した機能性表示食品による広域的な健康被害の発生を契機に、機能性表示食品又は特定保健用食品に係る健康被害に関する都道府県等への情報提供が義務化されたことから、関係事業者に対し、健康被害情報の収集や健康被害情報を探知した際の対応について周知して参ります。また、消費者に対し、ホームページ等活用し、いわゆる「健康食品」による健康被害が疑われる場合の保健所等への相談について周知します。

有毒きのこや有毒植物の誤食による食中毒を防止するため、府民に向けた情報提供及び注意喚起を行って参ります。

これらの取組につきましては、3ページの上、4の実施体制のとおり、京都府の保健所、検査機関である保健環境研究所、食品衛生推進員、また必要に応じて農林水産部等の関係部局と連携して推進して参りたいと考えております。説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(会長)

御説明どうもありがとうございました。ただいまの報告について、何か御質問ございますか。

では次に参ります。京都府の食の安心・安全に係る取り組みについて御説明をお願いいたします。

(事務局)

資料4について御説明させていただきます。1、2ページ目は、来年度の予定となっておりますので、後ほどご覧おきください。

3ページ目、リスクコミュニケーション「食の安全と農林水産物生産の魅力」についてです。消費者に食の安全を知ってもらうためには、まず生産現場を知っていただくべきだという考え方で行っているものです。消費者は、生産現場で何が起きているか知らないことが多いため、食の安全と食育の観点も含めて、価値を知ってもらうことで買ってもらえるという合理的な価格形成の取組を

今後も進めていきたいと考えております。

その他にも、災害時の食や事業者向けの食品表示講習会の開催結果について記載しておりますので後程ご覧おきください。

簡単ではございますが、以上とさせていただきます。

(会長)

全般にわたってでも結構です。御質問や御意見はございますか。

(委員)

私は、京都市の食品衛生協会の副会長を務めていますが、京都府と京都市の連携について、それぞれ行っていることが少し違うと感じています。同じであればもっと連携しやすく、我々の活動が京都府に反映できるようになると思っています。

(会長)

私もそう思います。府市連携を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

(委員)

最初に戻りますが、行動計画の数値目標のあり方についてです。⑥農薬販売店への立入調査と⑦飼料等製造業者、販売業者への立入調査につきまして、数値目標は調査数ではなく適正率とすべきではないかと思えます。次回行動計画を立てるときには成果が見える数値目標であれば良いと思えました。

(会長)

他に御意見や御質問はありますか。

(委員)

災害時の食品提供についてです。停電や断水した場合、通常の衛生基準が保てないことになりまので、どのような食品を提供するのかについては議論をしていただきたいと思えます。断水の場合は手洗いができず、停電の場合は冷蔵庫の温度管理ができませんので、このような状況では缶詰、乾麺、レトルト、パン、菓子という食品になるのではと思えます。一方で、災害時に食品を提供したいという事業者さんがおられるかもしれませんが、通常の衛生管理ができない環境で、多分大丈夫だろうと判断するのではなく、迷ったら提供しないことが大事だと思います。

また、重点的取組の中に、「小規模事業者に対してもHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の運用について、取組状況に応じたきめ細やかな指導・フォローアップを図る」とありますが、小規模事業者につきましては、調査をしたわけではありませんが、小さな店舗では、アルバイト、パートの従業員の入れ替わりが激しく、その度に衛生教育をやり直す必要があります。また、事故への対応、例えば冷蔵庫の温度が急に高くなった場合や、体調不良の従業員がいた場合、食材の廃棄や業務をさせない等の対応が必要となる。そういった対応についてもきめ細やかに指導・フォローアップをお願いしたいと思います。

(会長)

貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

本日の協議と報告はこれで終了いたしました。それぞれの委員の皆様から様々な御意見をいただくとともに、数値目標のあり方についても御提案をいただきました。

それでは進行を事務局に戻します。よろしくお願いいたします。

【閉会】

(事務局)

長時間にわたりありがとうございました。

事務局から1点お知らせいたします。委員の任期につきましては、この令和8年7月30日となっており、次の任期に係る確認や公募委員の募集を行いますので、その際には御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは閉会の挨拶を文化生活部副部長からいたします。

(事務局)

本日は長時間にわたり、熱心に御審議賜り誠にありがとうございました。また、協議事項、報告事項に関しまして、貴重な御意見いただきましたことに感謝申し上げます。

第7次食の安心・安全行動計画は、今年度から始動したものでありますが、府民の健康を守ることを第一に取組を進めていくところでございます。また、食品衛生監視計画の来年度案につきましても御報告いたしましたが、両計画とも、食の安心・安全確保のための指針になるものでございまして、節目ごとに実施状況を把握し、適切な点検と管理、進行を行いながら進めることが適当だと考えております。

本日いただいた御意見も踏まえ、改善するところは改善していきたいと考えております。今後も、府民の食の安心・安全に向けて、全力で取り組んで参りますので、委員の皆様方の引き続きの御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。